



B C J - 審査証明-308

## 建設技術審査証明書（建築技術）

技術名称：H形断面材柱の弱軸方向のプレース補強におけるボルト接合工法「S C II 工法」

標記技術の内容について依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に基づき証明するものである。

### (開発の趣旨)

耐震補強工事において火災防止の観点から現場での無溶接化に対応する従来の技術として高力ボルト接合がある。しかしながら、従来の工法では、接合部耐力の評価が不明確であり、かつ、柱梁接合部の芯から偏心して取付くことによる柱の弱軸曲げ破壊の課題があり、サイズ（軸力）の小さなプレースしか使えず、無溶接化の普及が進んでいなかった。

本工法はこれを解決するため接合部耐力を明確化し、必要な耐力に応じた接合部技術を提供、普及させることを目的とする。

### (開発の目標)

- (1) H形断面材柱に無溶接で接合可能な本技術を用いた接合部が、適用範囲内において引張プレース軸力以上の耐力を有すること。
- (2) マニュアルに準拠して接合部を設計、施工することで、本技術を用いた接合部の必要性能が確保できること。

一般財団法人日本建築センターの建設技術審査証明事業（建築技術）業務規程及び建設技術審査証明事業（建築技術）業務約款に基づき、依頼のあったH形断面材柱の弱軸方向のプレース補強におけるボルト接合工法「S C II 工法」の技術内容について下記のとおり証明する。

2024年4月17日



建設技術審査証明協議会会員  
一般財団法人日本建築センター  
The Building Center of Japan  
理事長 橋本 公博

記

### 1. 審査証明結果

本技術について、上記の開発の趣旨及び開発の目標に照らして審査した結果は、以下のとおりである。

- (1) H形断面材柱に無溶接で接合可能な本技術を用いた接合部が、適用範囲内において引張プレース軸力以上の耐力を有するものと判断される。
- (2) マニュアルに準拠して接合部を設計、施工することで、本技術を用いた接合部の必要性能が確保できるものと判断される。

### 2. 審査証明の前提

本審査証明は、依頼者から提出された資料等には事実に反する記載がなく、依頼者の責任において適正に設計・施工・品質管理等が行われることを前提に、依頼者から提出された資料に基づいて行われたものである。

### 3. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に対して、設定された確認方法により確認した範囲とする。なお、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は審査証明の範囲に含まれない。

### 4. 審査証明の詳細（別添）

この審査証明技術を個々の工事等へ適用する際は、別添内容に従うこと。

### 5. 審査証明の有効期限 2029年4月16日

### 6. 審査証明の依頼者

センクシア株式会社 住所 東京都港区東新橋二丁目3番17号 モメント汐留12階